

改正労働安全衛生法 “まる分かり講座”

～企業は今なにをしなければならないか分かりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

労働安全衛生法の改正が平成26年6月19日に可決成立、6月25日に公布されています。化学物質管理のあり方の見直し、労働者の精神的健康の保持増進のためのストレスチェック制度の創設、受動喫煙防止対策の推進など改正事項を詳細に解説します。

また、6月27日公布の「過労死等防止対策推進法」についても説明します。

記

1 日時 平成26年11月7日(金) 13:30～16:00 (開場・受付は13:00～)

2 会場 産業安全会館 (三田労働基準監督署所在ビル) 8階大会議室

港区芝5-35-1 最寄駅: JR田町駅三田口(西口) 5分

都営地下鉄三田駅A1出口 2分

3 講師 白崎淳一郎氏 ((一社) 白崎労務安全メンタル管理センター代表理事、元労働基準監督署長)

- 4 内容
- (1) 化学物質管理のあり方の見直し(28年6月までに施行)
特別規則の対象とされていない物質のうち一定のものについて危険・有害性の調査(リスクアセスメント)を義務付け
 - (2) 労働者の心理的負荷の程度を把握するため、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の実施を義務付け(労働者50人未満の事業場は当分の間努力義務)(27年12月までに施行)
 - (3) 受動喫煙防止対策の推進(27年6月までに施行)
受動喫煙防止の適切な措置を努力義務として規定
 - (4) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応(27年6月までに施行)
 - (5) 規制・届出の見直し等(26年12月までに施行)
 - (6) 議員立法で成立、公布された「過労死等防止対策推進法」(施行は公布から6ヵ月以内)

5 受講料(消費税含む) 会員 3,000円 それ以外の方 4,000円

6 定員 100名

7 申込方法等

- ①受講申込:裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込:受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から10月31日まで2週間ない場合は10月31日(金)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

• 銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	• 口座番号	普通預金 0397963
• 口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	• 名義人住所	東京都港区芝4-4-5
なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 1107 マルマルカイシャ等)			

③受講の取消:10月31日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話:03-3451-0901 FAX:03-3451-7692